

令和3年 第4回

士幌町議会臨時会議案

令和3年5月10日

- 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
議案第1号 士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第2号 士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第3号 損害賠償額の決定及び和解について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年5月10日

士幌町議会議長 秋間 絃一 様

士幌町長 小林 康雄

議案第1号

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

士幌町国民健康保険税条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「及び令和2年度分」を「から令和3年度分まで」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の期間を延長するため、条例を改正するものである。

議案第 2 号

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例

士幌町介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。）」に改め、「主として維持する者」の次に「（以下「主たる生計維持者」という。）」を加え、同項第2号中「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等のいずれか」を「主たる生計維持者の事業収入等のいずれか」に改め、同号イ中「減少する」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の第7条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

説 明

新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免の期間を延長するため、条例を改正するものである。

議案第3号

損害賠償額の決定及び和解について

令和3年1月16日に発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し和解する。

1 損害賠償の額

金466,654円

2 和解の内容

相手方は、町に対して、本件に関し今後一切の請求、異議の申し立てをしない。

3 和解の相手方

士幌町字

4 事故の内容

令和3年1月16日午前7時30分頃、士幌町字士幌西2線156番地3、市街西中央線通において、町有車両が砂利道の除雪作業のために後進した際、南進する車両と接触し、相手方の車両後部を破損させたもの。

説明

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を得ようとするものである。

